

受益者負担金地区説明会を

開催します

7月1日に、今年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定する公告を行いました。そこで、この負担金について説明会を行いますので、対象者はご出席ください。

問 下水道課管理業務係 ☎(95)9911

対象

対象者には、9月下旬に市から案内通知と関係書類を送付します。(次ページ賦課対象区域内の土地所有者など)。

日程

とき	ところ
10月8日(火)	芸術文化ホール
9日(水)	
16日(水)	東部市民プラザ
17日(木)	

※時間は19時から約1時間です。

受益者とは

負担金を納付していただく人です。賦課対象区域内の土地所有者またはその土地に権利(地上権、質権、使用貸借または賃貸借権)を持つ人のいずれかで、申告により決定します。

受益者申告書などの提出

説明会終了後、受益者申告書などを受け付けます。当日提出しない人は11月29日(金)までに提出してください。

なお、申告書などの提出がない場合は、不申告の取り扱いになりますので、必ず期限までに提出してください。

受益者および負担金額の決定

提出された申告書などに基づいて受益者および負担金額を決定し、翌年3月に決定通知書を送付します。

負担金の納付

令和元年度に負担金を決定した区域については、2年6月より負担金の納付が始まります。

公共下水道への

早期接続をお願いします

現在、市内全世帯の76.4%にあたる2万2千133世帯で下水道が利用可能です。私たちが風呂やトイレ、炊事など、生活のなかで使った汚れたままの水は、そのまま流すと悪臭や環境破壊の原因となります。下水道使用区域内に住んでいる人は、早期接続をお願いします。

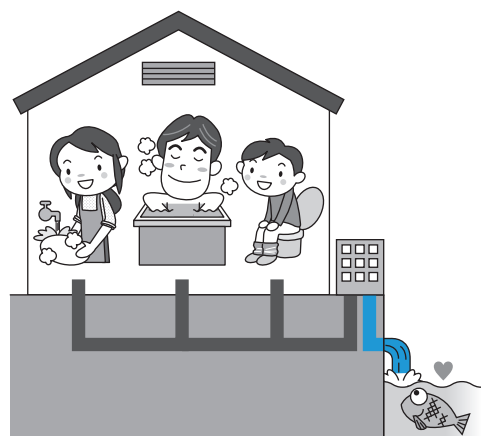
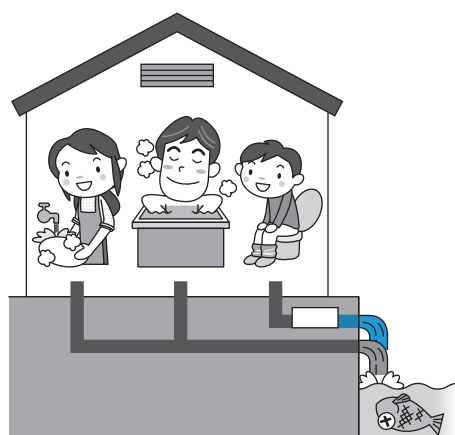
下水道のしくみ

下水道接続前

単独浄化槽は、トイレの汚水しか処理しません。お風呂や台所などの汚水は、そのまま川や海にたれ流しになってしまいます。

下水道接続後

トイレ、お風呂、台所などの汚水を集め、きれいな水にしてから川や海に返します。



賦課対象区域図 (色塗り部分)

賦課対象区域

丁目の一部が賦課対象となる区域

金山町1～6丁目、笹山町1～6丁目、住吉町3丁目、平和町3丁目
※通知の届いた人が説明会の対象者です。お間違えのないようお願い
します。

